



知って役立つ・使って得する 生活衛生営業の 税制 (令和8年度版)

生活衛生営業のための **無料**
せいえいNAVI
を是非ご利用ください



プロモーション映像で、
便利さ、お得さを体感
していただけます

5つの機能

- 新着情報** 生活衛生営業の新着情報を知ることができます
- 検索機能** 生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探すことができます
- 先進事例** 経営改善の先進的な事例を検索し閲覧できます
- 経営診断** 自店の経営診断ができます
- 経営支援** 経営や営業の一助となる情報を映像で配信しています

せいえいNAVIから税制の最新情報も知ることができます

スマートフォンやタブレットに
インストールしましょう



iPhone 版



Android 版



はじめに

生活衛生営業の経営に関係する様々な税制上の措置が講じられており、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年その見直しが行われています。

生活衛生営業者の経営に大きく影響を与える代表的な、そして、使って得する税制措置について、昨年12月に決定された「令和8年度税制改正大綱」に基づいて令和8年度版の冊子を作成しました。優遇制度などポイントを絞って解説していますので、少しでも理解を深めていただき、経営上の課題の解決や経営戦略に応じてご活用いただければ幸いです。

なお、詳細内容や不明な点等につきましては、顧問税理士など専門家にご相談、ご確認くださいませようお願いいたします。

令和8年5月
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修
税理士法人ユニヴィス

●参考文献
「令和8年度税制改正大綱」
「令和8年度税制改正大綱の概要」
国税庁ホームページ
国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」
国税庁「電子帳簿保存法一問一答」
国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」
厚生労働省ホームページ
厚生労働省「令和8年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」

目次

はじめに	1
令和8年度税制改正の主なポイント	3

所得税

1 所得税と青色申告	4
2 青色申告の主な特典	5

法人税

3 法人が納めなければならない主な税金	6
4 決算利益と課税所得金額	7
5 役員給与	8
6 交際費等	9
7 青色欠損金の繰越控除	10
8 欠損金の繰戻し還付	11

所得税・法人税共通

9 売上原価	12
10 減価償却費	13
11 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	15
12 賃上げ促進税制	16
13 中小企業投資促進税制	17
14 中小企業経営強化税制	18

贈与税・相続税

15 事業承継税制	19
-----------	----

消費税

16 消費税とは	22
17 消費税の簡易課税制度	23
18 インボイス制度（適格請求書等保存方式）	25

その他

19 電子帳簿保存法	28
------------	----

その他税目等

20 その他税目	29
----------	----

生衛業に関する税制措置

21 生衛業に関する税制特別措置	30
------------------	----

令和8年度税制改正の主なポイント

◎中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

減価償却資産の取得価額の上限が引き上げられました。
適用期限が延長されました。
*詳しくは、P15を参照してください。

◎賃上げ促進税制

中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し、また、教育訓練費に係る
上乘せ措置は中小企業向けを含め廃止されました。
*詳しくは、P16を参照してください。

◎中小企業投資促進税制

対象設備の金額が一部変更となりました。
*詳しくは、P17を参照してください。

◎中小企業経営強化税制

対象設備の金額が一部変更となりました。
*詳しくは、P18を参照してください。

◎事業継承税制

特例承継計画（法人版）、個人事業承継計画（個人版）の提出期限が
延長されました。
*詳しくは、P19以降を参照してください。

◎インボイス制度

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置について
内容を一部変更の上、期限が延長されました。
個人事業主限定で通称【3割特例】が新設されました。（令和9年、
10年分適用可）
*詳しくは、P25以降を参照してください。

1 所得税と青色申告

所得税は、1月1日から12月31日までの所得に対して課される国税です。
個人事業主は、毎年1年分の所得を自分で計算して、原則として、所得を
得た年の翌年2月16日から3月15日（土日祝日の場合は翌平日）の確定申告
期間中に、納税地を管轄する税務署に申告、国に納税しなくてはなりません。

所得税額の計算方法

所得税額は、収入から必要経費等と各種所得控除を差し引いた「課税所得」に税率をかけて計算します。

$$\text{所得税額} = \text{課税所得} (\text{収入} - \text{必要経費等} - \text{各種所得控除}) \times \text{税率}^*$$

※所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

平成25年から令和19年まで、個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

$$\text{【算式】復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

青色申告

青色申告とは、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする方については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。事前に青色申告承認申請書を税務署に提出する必要があります。

Advice



青色申告者は、**2**青色申告の主な特典（P5）のほか、要件を満たせば、**11**中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（P15）**12**賃上げ促進税制（P16）・**13**中小企業投資促進税制（P17）・**14**中小企業経営強化税制（P18）なども適用を受けることが可能です。

2 青色申告の主な特典

青色申告特別控除

青色申告をされている事業所得者や不動産所得者の所得から特別に一定の金額を控除することができる制度です。

正規の簿記の原則(一般的には「複式簿記」をいいます)により記帳している場合

	要件	控除額	
		令和8年分 (改正前)	令和9年以後 (改正後)
1	・申告期限までに提出 ・貸借対照表及び損益計算書 ・書面による申告	55万円	10万円
2	・申告期限までに提出 ・貸借対照表及び損益計算書 ・e-Tax(電子申告)	65万円	
3	上記No.2の要件に加え、次のいずれかに該当する場合 ・仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合(優良な電子帳簿) ・請求書等の電子取引データを一定の要件を満たして保存を行う場合	65万円	75万円

簡易簿記により記帳している場合

	要件	控除額	
		令和8年分 (改正前)	令和9年以後 (改正後)
1	前々年分の事業所得や不動産所得に係る収入金額が1,000万円超である場合	10万円	0円※
2	前々年分の事業所得や不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下である場合	10万円	10万円

※不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、その事業にもっぱら従事し、その勤労の対価として適正金額であれば、支払われる給与の全額を必要経費にすることができます。この給与の支払いをおこなうためには、事前に税務署へ青色事業専従者給与に関する届出書を提出する必要があります。

純損失の繰越し

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、他の所得の黒字から控除してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)が生じたときには、翌年以降3年間に赤字を繰り越すことができます。繰り越した赤字は、翌年以降3年間の黒字から控除できます。

純損失の繰戻し

前年分も青色申告を提出し黒字である場合は、本年分の赤字を翌年ではなく前年に繰戻し(相殺し)、前年分の納付済みの税金の還付を受けることも可能です。

3 法人が納めなければならない主な税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①法人税*1	年800万円以下の課税所得(a)	(a)×15%
	年800万円超の課税所得(b)	(b)×23.2%
②地方法人税	法人税(c)(=①の税額)	(c)×10.3%
③道府県民税*2 (法人住民税)	法人税額(c)	(c)×1.0%~2.0%+均等割
④市町村民税*2 (法人住民税)	法人税額(c)	(c)×6.0~8.4%+均等割
⑤法人事業税	課税金額(d)=(a)+(b))	(d)×3.5~7.0%
⑥特別法人事業税	法人事業税の所得割額(e)=(⑤の税額)	(e)×37%

- ※1 資本金1億円以下の中小法人の場合です。
平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
軽減税率の特例は令和9年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます。
ただし、令和7年改正によって令和7年4月1日以後に開始する事業年度については、次の見直しが行われることとなりました。
(1) 所得の金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率を17%に引き上げられます。
(2) 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。
- ※2 ③および④の税率は、地方自治体によって異なります。

Example

①都道府県民税 法人税額の1.0%(標準税率)と次の均等割の合計額です。

区分	均等割(年額)
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	13万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	5万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円

*自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。

②市町村民税 法人税額の6.0%(標準税率)と次の均等割の合計額です。

区分	市町村内の従業者数	均等割(年額)
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

*自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。

Advice 均等割



上記①、②、⑤、⑥は、所得にかかる税金なので、赤字申告の場合には納税額は発生しませんが、④と⑤の法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

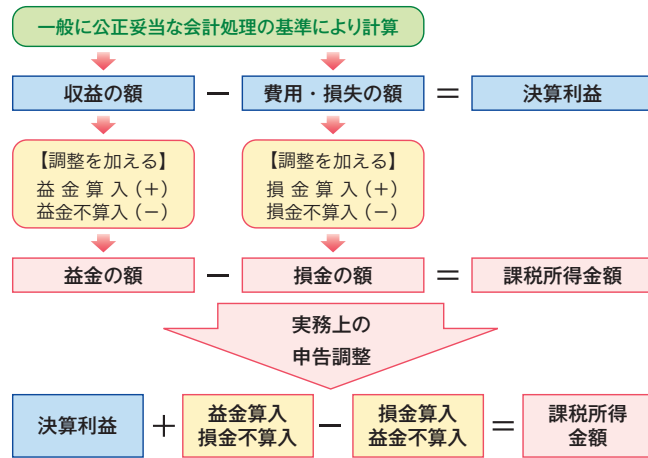
4 決算利益と課税所得金額

各事業年度の課税所得金額

課税所得金額は、益金の額から損金の額を控除した金額のことです。

企業は、1年間の決算を通じて利益を計算しますが、この「決算利益」に対してそのまま課税されるわけではありません。課税対象となる「課税所得金額」を計算するためには、税法上の調整が必要です。

企業の収益から費用や損失を差し引いて得た利益が「決算利益」ですが、税務上の「課税所得金額」は税法に定める調整を行った後の金額です。



益金と損金の基本的な考え方

益金とは、企業の収益に相当するものです。会計上の「収益」に対応しており、売上や利息収入などがこれに含まれます。通常、企業の収益は「益金」として扱われますが、一部の収益は税法上の理由で課税対象から外れ、「益金不算入」となることがあります。

損金とは、企業の支出に相当するものです。会計上の「費用」に対応しており、従業員給与や材料費、光熱費などがこれに含まれます。通常、企業の必要な費用は「損金」として認められますが、税法上認められない費用は「損金不算入」とされます。また、確定した決算において費用又は損失として経理することを損金経理といい、損金経理をしたものに限って税法上損金の額に算入されるものがあります。

- 益金算入：資産を無償で取得した場合の収益など
- 益金不算入：法人税や住民税の還付金、一部資産の評価益、受取配当金など
- 損金算入：青色申告に係る繰越欠損金(P10)など
- 損金不算入：従業員の過大な報酬(P8)、交際費(P9)、そのほか税法で認められていない費用

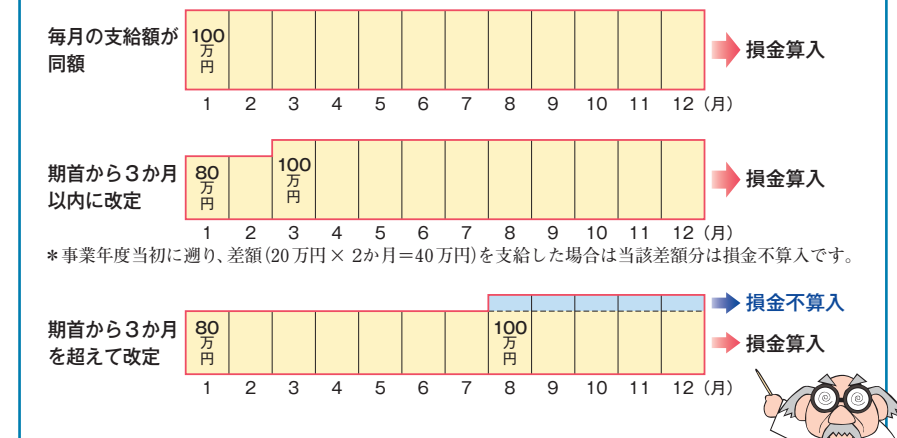
5 役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

役員給与の分類			適正部分	過大部分
			※	
定期の給与	定期同額給与	支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの	○	×
臨時の給与	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、所轄税務署にその定めの内容に関する届出をしているもの	△	
	業績連動給与	非同族会社の業務執行役員に対して各業績を示す指標を基礎として算定される給与		
	退職給与	退職を事由として支給される給与	○	

※○：損金算入可能、△：所定の要件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入
 *「事前確定届出給与」とは、従来、いわゆる役員賞与(=損金不算入)といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期(たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期)にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続きをとることを条件に、損金算入が認められるものです。

Example (定期同額給与)



6 交際費等

1 交際費等の損金不算入

交際費等は、企業活動に必要な経費ではありますが、税法上、原則としてその全額が損金不算入となります。ただし、企業規模によっては例外的に損金として認められる場合があります。

【資本金1億円以下の法人の場合】

損金算入として認められる金額は以下のどちらかを選択できます。

1. 交際費等の800万円までを損金算入[※]

事業年度に支出した交際費等が800万円を超えると、800万円分を損金として計上する方法です。

2. 交際費等のうち接待飲食費の50%を損金算入

事業年度に支出した交際費等のうち、接待飲食費に分類される分について、その50%を損金として計上する方法です。

[※]令和9年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

2 飲食費等のうち1人10,000円以下は損金算入可能

1人当たり10,000円以下の飲食費は、交際費等から除かれる費用として、損金として認められます。なお、社内飲食費のうち福利厚生費と認められないものは10,000円以下であっても除外されます。

[※]令和6年3月31日以前に支出した飲食費の場合、5,000円以下が損金として認められます。

【留意点】

1人当たり10,500円の飲食費となった場合は、10,000円との差額の500円ではなく、10,500円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項。

消費税等の経理処理に係る金額基準の判定は、①税込方式は消費税等を含んだ金額、②税抜方式は消費税等を除いた金額（交際費等に係る控除対象外消費税額等に相当する金額を含む）となります。

△損金不算入となる交際費

	主な交際費	除外
1	会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など	従業員に対して、おおむね一律に社内提供される程度の通常の飲食費用や宴会などの福利厚生費
2	得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用	従業員やその家族、元従業員に対して社内規定で支給される福利厚生費
3	代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用	
4	その他の接待費用	

◎損金になる経費

1	会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用（会議費）
2	タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用（広告宣伝費）
3	新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用（取材費）
4	従業員の慰安のために行われる旅行などのために通常必要となる費用（福利厚生費）

7 青色欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度において欠損金が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以後10年間[※]繰り越して、後の事業年度の所得と欠損金を控除（相殺）することで、法人税の負担を軽減できます。欠損金とは、1事業年度の課税所得金額がマイナス（赤字）となった金額をいいます。

[※]平成30年4月1日以前に開始した事業年度において生じた欠損金の繰越期間は9年間となります。

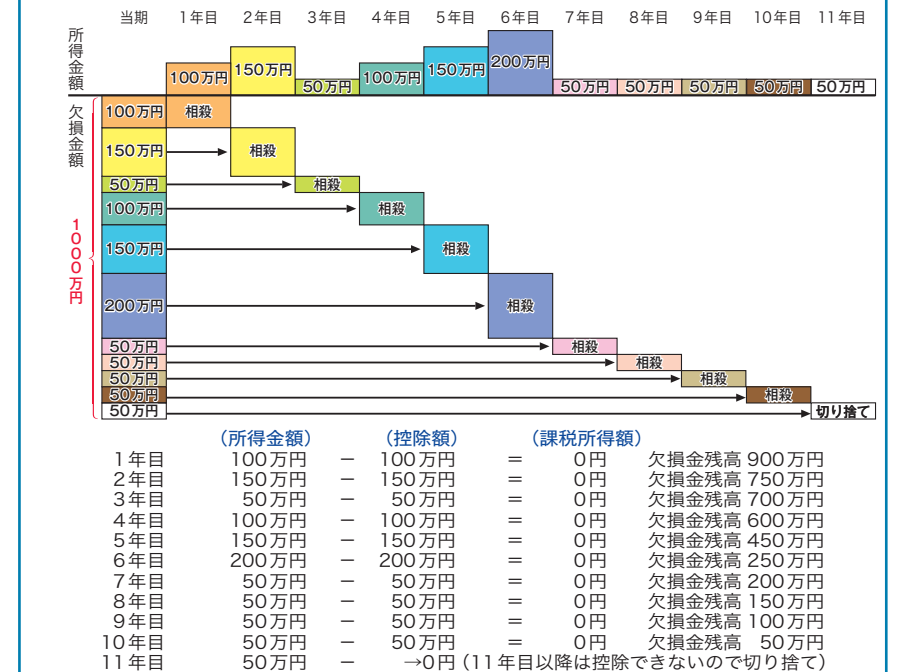
[※]課税所得の全額控除は、資本金1億円以下の中小法人に適用されます。

【適用要件】

- ①欠損金が生じた事業年度において青色申告書を提出していること
- ②欠損金の生じた事業年度から、欠損金の控除の適用を受ける事業年度まで、連続して毎期確定申告書を提出し、その明細を記載していること

Example

A社はR6.3期に欠損金1,000万円が生じた。
R7.3期以降11年目までの所得金額の合計は次のとおり1,000万円。
この制度による課税所得は次のとおり。



8 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、その欠損金額を翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金額が生じた事業年度前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰り戻し、既に納めた法人税額から欠損金額に対応する部分の還付を受けられる制度です。つまり、前事業年度は黒字であった法人が、経営悪化などで当事業年度において赤字に陥った場合、前事業年度に納税した法人税の還付を受けることができる制度です。

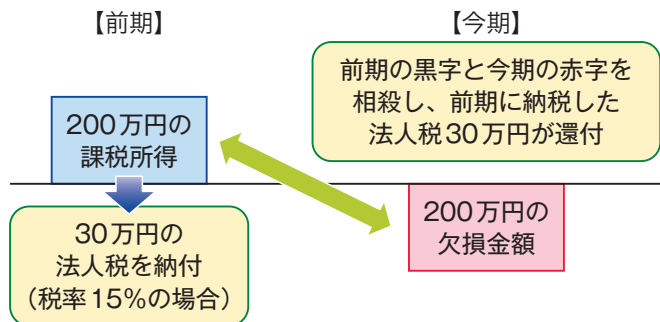
*「中小法人等以外の法人」の青色申告書を提出する事業年度で、平成4年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、繰戻しによる還付は認められません（一定の場合を除く）。

【適用要件】

- ①欠損金額が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書である確定申告書を期限内申告している中小法人であること
- ②欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金額が生じた事業年度の確定申告書と同時に提出していること

欠損金額が生じた場合の取扱い		
	繰越欠損金の控除	欠損金の繰戻し還付
内容	繰越欠損金として翌期以降10年間にわたって控除	前1年以内に開始した事業年度の所得金額に対する法人税額の還付
ポイント	将来の所得からの控除となるので、不確定要素がある	前年の納税額から還付されるので確実

【繰戻し還付の仕組み】



9 売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に直接連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

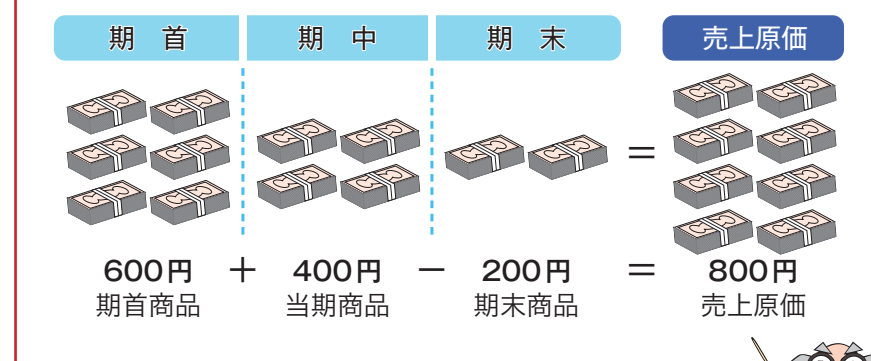
- ◎物品販売業 ⇒ 販売した商品の仕入高など
- ◎一般飲食業 ⇒ 料理等を提供するために使用した食材、調味料等の仕入高など
- ◎サービス業 ⇒ サービスを提供するために直接要した人件費、外注委託料、材料費、消耗品費、水道光熱費など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらい利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。

売上原価の算出（例：物品販売業）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れた商品の金額} \\ \hline \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{売れなかった商品の金額} \\ \hline \text{期末商品棚卸高} \\ \hline \end{array}$$

Example



10 減価償却費

減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額損金又は必要経費に算入するのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して損金又は必要経費とし、この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の損金又は必要経費として配分していく手続です。

償却方法は、「定額法」や「定率法」などの償却方法で減価償却を行います。平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法または定額法のみとなり、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物は定額法となりました。取得した時期によって償却方法や償却率など計算方法が異なります。

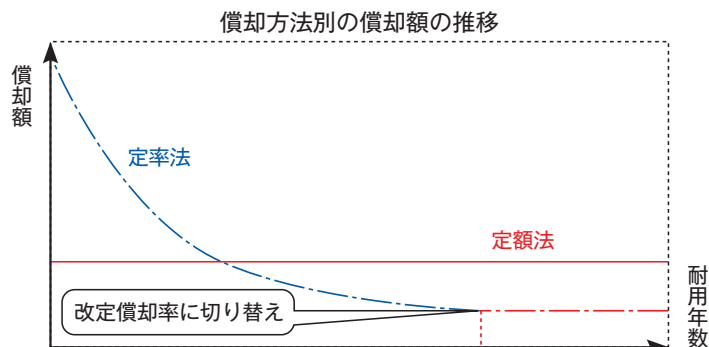
減価償却費の計算は、①取得価額、②耐用年数、③償却方法の3つの要素によって計算されます。

【原則となる償却方法】

法人…定率法 個人…定額法

原則となる償却方法は上記の通りですが、税務署に届け出ることによって償却方法を変更することができます。なお、上記に関わらず「建物」「付属設備」「構築物」「ソフトウェア」は個人も法人も定額法によって償却しなければなりません。

また、法人税では「任意償却」、所得税では「強制償却」となっています。



*定額法は毎年の償却額が均等配分されるのに対し、定率法の償却額は資産が新しい時期は大きく、だんだん小さくなります。

【償却限度額の計算】

旧定額法：(取得価額－残存価額)×耐用年数に応じた旧定額法の償却率＝償却限度額

旧定率法：(取得価額－残存価額)×耐用年数に応じた旧定率法の償却率＝償却限度額

定額法：取得価額×耐用年数に応じた定額法の償却率＝償却限度額

定率法：

(1) (取得価額－既償却額)×耐用年数及び取得価額に応じた定率法の償却率＝調整前償却額

(2) 取得価額×耐用年数及び取得価額に応じた保証率＝償却保証額

(3) ①調整前償却額≥償却保証額……調整前償却額が償却限度額

②調整前償却額<償却保証額……改定取得価額*×改定償却率＝償却限度額

*改定取得価額 ①前事業年度の調整前償却額が償却保証額以上である場合

改定取得価額＝取得価額－既償却額

②2事業年度連続して調整前償却額が償却保証額に満たない場合

調整前償却額が償却保証額に満たない連続する事業年度のうち、最も古い事業年度における①の金額

【中古資産の耐用年数(簡便法)】

①法定耐用年数を全部経過した資産：法定耐用年数×0.2

②法定耐用年数の一部を経過した資産：(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×0.2

*1年未満の端数は切捨て、2年に満たないときは2年

【少額な減価償却資産】

少額の減価償却資産（主要な事業として行われいない貸付の用の供された資産を除く。）は、通常の減価償却のほかに一括で損金又は必要経費に算入するなど次の方法を選択できます。

なお、(※)については、いわゆる白色申告書を提出している事業者も適用できます。

○少額(10万円未満)又は使用可能期間1年未満の減価償却資産(※)

取得した減価償却資産が上記のいずれかである場合、事業の用に供した事業年又は年度の取得価額を損金又は必要経費に算入することができます。

○一括償却資産(※)

取得した減価償却資産で取得価額が20万円未満であるものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したものの取得価額の合計額を原則として3年間で均等に償却し損金又は必要経費に算入することができます。

○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

P 15「少額減価償却資産の損金算入」を参照

11 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額が10万円以上40万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額全額を損金又は必要経費に算入することができます。なお、この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で取得価額の合計額300万円が限度となります。

【適用の要件】

- ① 資本金1億円以下（大会社の出資比率が50%未満）の法人、または、資本等を有しない法人で、常時使用する従業員数が400人以下の青色申告書を提出している法人
- ② 常時使用する従業員数が400人以下である青色申告書を提出する個人事業者
- ③ 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供される資産を除外
（例）飲食店業を営む法人が1台20万円のドローンを購入し、そのドローンを他者に貸付け、レンタル料を収受している場合は、そのドローンは対象資産から除外されます。
- ④ 令和11年3月31日までに取得し、事業の用に供していること

Example

当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。

20万円 × 15台	20万円 × 15台	20万円 × 15台
	通常減価償却	損金算入できる金額
	通常減価償却	150万円
	少額減価償却資産の損金算入	300万円
	差 額	150万円

（通常の減価償却）

20万円 × 0.500* = 10万円

10万円 × 15台 = 150万円

*平成24年4月1日以後に取得した定率法による償却率



12 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制は、青色申告書を提出する中小企業者等の給与等の支給額が前期より増加した場合に、下記の適用要件を満たせば、その増加した給与等の15%を法人税額から控除できる制度です。控除できる金額は、当事業年度の法人税額の20%が限度となります。

また、下記の「上乗せ措置の要件」をそれぞれを満たせば、増加した給与等の5%を上乗せすることができ、最大控除率35%となります。

【適用期間】

令和4年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度
個人事業者は、令和7年～令和9年の各年が対象

【適用要件】

雇用者給与等支給額が前期より1.5%以上増加していること

【上乗せ措置の要件】

いずれかを満たせば、それぞれの控除率を上乗せできます。

- ① 雇用者給与等支給額が前期より2.5%以上増加していること
⇒控除率15%を上乗せ
- ② くるみん認定 or えるぼし認定2段階目以上
⇒控除率5%を上乗せ

※「くるみん認定」…子育てサポート企業としての基準を満たしている企業として、厚生労働大臣から受ける認定

※「えるぼし認定」…女性の活躍を推進している優良な企業として、厚生労働大臣から受ける認定

中小企業向け	全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率*1	+	くるみん認定 or えるぼし認定二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
	+ 1.5%	15%		
	+ 2.5%	30%		

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能
中小企業向けは、中小企業者等（資本金1億円以下の法人等）又は従業員数1,000人以下の個人事業者が適用可能

※なお、中堅企業向けの制度は、記載を省略しています。必要に応じて税理士等にご確認ください。

13 中小企業投資促進税制

本制度は、青色申告書を提出する中小企業者等^{※1}が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却^{※2}または7%の税額控除^{※3}が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、または、個人事業者のみ）できるものです。

※1 資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等、従業員数1,000人以下の個人事業者。

※2 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことが可能です。

※3 税額控除は、中小企業経営強化税制（P18参照）と合わせてその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

【適用要件】

令和9年3月31日までに「対象設備」を取得等して「指定事業」の用に供すること

【対象設備】

- ・ 機械装置[※] : 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ・ 測定工具・検査工具 : 1台又は1基の取得価額が120万円以上もしくは、1台40万円以上かつ取得価額の合計額が120万円以上のもの
- ・ ソフトウェア : 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上もしくは、取得価額の合計額が70万円以上のもの
- ・ 普通貨物自動車 : 車両総重量3.5トン以上のもの
- ・ 内航船舶 : 総トン数500トン以上の船舶のうち、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出たもの

※コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他者に委託しているものを除く

14 中小企業経営強化税制

本制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備（特定経営力設備等）を取得や製作等した場合に、即時償却^{※1}または取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）^{※2}が選択適用できるものです。

※1 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことが可能です。

※2 税額控除は、中小企業投資促進税制（P17参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

【適用要件】

- ① 令和9年3月31日までに、「対象設備」を新規取得等して「指定事業」の用に供すること
- ② 中小企業等経営強化法に基づき「経営力向上計画書」を策定し、認定を受けること

【対象設備等】

類型	要件	確認者	対象設備 (1台1基又は一の取得価額)
生産性向上 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	・ 機械装置：160万円以上 ・ 工具：40万円以上 (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) ・ 器具備品：40万円以上 ・ 建物附属設備：60万円以上 ・ ソフトウェア：70万円以上 (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		

上記のほか「経営規模拡大設備等（E類型）」がありますが、適用要件が大きいため記載を省略しております。

15 事業承継税制

法人版事業承継税制

後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合、その株式等に係る贈与税・相続税を一定の要件のもとにその納税を猶予し、後継者の死亡等により納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

この税制は、「一般措置」と「特例措置」があります。

	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不要	要：特例承認計画 ※特例承認計画を策定して、令和9年9月30日までに都道府県知事に提出
猶予対象株数	総株式総数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	令和9年12月31日まで
猶予割合	贈与税：100% 相続税：80%	贈与税・相続税ともに100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間8割の雇用継続維持	未達の場合でも猶予継続可能
事業の継続が困難な事由が生じた場合	なし	当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額が免除

先代経営者と後継者について

【贈与税】

1 先代経営者のおもな要件

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与直前において、先代経営者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの中で最も多くの議決権を保有していたこと
- ③ 贈与時において、会社の代表権を有していないこと

2 後継者のおもな要件

- ① 贈与時において、会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与の日において、18歳以上であること
- ③ 《特例》贈与の直前において、会社の役員であること
《一般》贈与の日まで引き続き3年以上を会社の役員であること
- ④ 贈与の時には、後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有することとなること。かつ、これらの中に後継者以外に保有株式数上位者がいないこと
- ⑤ 《特例》贈与の時において、後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること
イ 後継者が1人の場合；後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
ロ 後継者が2人又は3人の場合；総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

《一般》後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

【相続税】

1 先代経営者のおもな要件

- ① 会社の代表権を有していたこと（直前でなくてもよい）
- ② 相続開始直前において、先代経営者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の株式を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの中で最も多くの議決権を保有していたこと

2 後継者のおもな要件

- ① 相続開始の直前において、会社の役員であること（後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承認計画に記載されている者である場合※及び被相続人が70歳未満で死亡した場合を除く。）
- ② 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において代表権を有していること
- ③ 相続開始時において、後継者と同族関係者で総議決権数の50%超の議決権を保有することとなり、かつ、これらの中に後継者以外に保有議決権数上位者がいないこと
- ④ 《特例》相続開始の時において、後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること
イ 後継者が1人の場合；後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
ロ 後継者が2人又は3人の場合；総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
《一般》後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

個人版事業承継税制

青色申告（正規の簿記の原則によるもの）に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者として贈与又は相続により特定事業用資産を取得した場合、贈与税・相続税の全額の納税が猶予・免除される制度です。

	特例措置
事前の計画策定等	要：特例承認計画 ※特例承認計画を策定して、令和10年9月30日までに都道府県知事に提出
適用期限	令和10年12月31日まで
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%
特定事業用資産	<p>特定事業用資産とは、先代事業者の事業用に供されていた次の資産で、贈与・相続等の前年分の事業所得に係る貸借対照表に計上された次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宅地等：400㎡まで ② 建物：床面積800㎡まで ③ ②以外の減価償却資産で次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税対象のもの ・その他一定のもの（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産） <ol style="list-style-type: none"> 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります。

先代事業者等と後継者について

【贈与税】

1 先代事業者等のおもな要件

- (1) 贈与者が先代事業者である場合
 - ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
 - ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
- (2) 贈与者が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること

※先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります

2 後継者である受贈者のおもな要件

- ① 贈与の日において、18歳以上であること
- ② 円滑化法の認定を受けていること
- ③ 贈与の直前において、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
- ④ 贈与税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- ⑤ 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

※「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

【相続税】

1 先代事業者等のおもな要件

- (1) 被相続人が先代事業者である場合
 - ① 相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
- (2) 被相続人が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること※

※先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります。

2 後継者である受贈者のおもな要件

- ① 円滑化法の認定を受けていること
- ② 相続開始の直前において、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと（先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。）
- ③ 相続税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること（見込みを含みます。）
- ④ 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- ⑤ 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと

*詳細については、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」または、中小企業庁ホームページをご覧ください。

16 消費税とは

1 消費税の仕組み

消費税は、商品を買ったりサービスを受けたりしたときに、その対価を消費者が負担する間接税です。

区分 税率	消費税の税率	地方消費税の税率	消費税と地方消費税を 合わせた税率
標準税率	7.8%	2.2% (消費税額の22/78)率	10.0%
軽減税率	6.24%	1.76% (消費税額の22/78)率	8.0%

2 非課税取引等

以下の取引については、消費税はかかりません。

- ① 土地の売買（借地権の設定等を含む）
- ② 土地の賃貸借（賃貸借期間が1か月未満の場合および駐車場等は除かれる）
- ③ 住宅の賃貸借
- ④ 支払利子、保証料、保険料
- ⑤ 郵便切手
- ⑥ 商品券、プリペイドカード等の代価
- ⑦ 給与
- ⑧ 印紙代など

3 免税事業者

*免税事業者を選択可能であっても、インボイス登録を行う場合は課税事業者となります。



*基準期間とは、個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度のことです。

*新設会社で資本金が1,000万円以上の会社の場合は、設立第1期目および第2期目は免税事業者にはなりません。

4 軽減税率制度

一定の商品・サービスについては軽減税率制度により、8%が適用されます。

軽減税率の対象となるのは、生活必需品である飲食料品と、週2回以上発行で定期購読されている新聞（電子版は対象外）です。ただし、飲食料品のすべてが軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。

17 消費税の簡易課税制度

【内容】

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高に係る消費税額を基に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入率」を乗じて仕入控除税額を計算します。

課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときのほうが、消費税が少なくなることがあります。

【簡易課税制度の選択（適用要件）】

- ①課税事業者の基準期間[※]における課税売上高が5,000万円以下であること
[※]基準期間とは、個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度のことです。
- ②「消費税簡易課税制度選択届出書」を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄の税務署に提出していること。

ただし、①事業者が事業を開始した課税期間、②個人事業者が簡易課税制度を適用を受けていた「被相続人」の事業を相続した場合の課税期間、③法人が同制度の適用を受けていた「被合併法人」や「分割法人」の事業を承継した課税期間、である場合はその課税期間中に提出すればその課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

また、①免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合で、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨記載した届出書をその課税期間中に提出した場合、②2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その課税期間の翌課税期間中に、その課税期間から同制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、その課税期間から同制度の適用を受けることができます。

【簡易課税制度選択の不適用】

同制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、原則として課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。

なお、同届出書は、事業を廃止した場合を除き、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することができません。

【計算方法】

納付する消費税＝課税売上に係る消費税－（課税売上に係る消費税×みなし仕入率）
 ＝課税売上高×10％又は8％－（課税売上高×10％又は8％×みなし仕入率）

【みなし仕入率】

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（建設業、製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業）	50%

【各業種の事業区分】

日本標準産業事業分類	業種	事業区分	左記以外	具体例
大分類	中分類			
卸売業	食肉小売業	食肉販売店 食鳥肉販売店	第1種 又は第2種	第3種 コロッケ、焼鳥、トンカツの製造販売 (購入した商品の性質及び形状の変更があるもの)
製造業	飲料・たばこ・ 飼料製造	氷雪販売店（氷屋）	第1種 又は第2種	第3種 氷の製造販売
宿泊業、 サービス業	宿泊業	ホテル・旅館	第5種	第2種 自動販売機の飲料等の販売や売店での販売 第3種 ホテル直営の売店がホテルの調理した品等を販売 第4種 ホテル直営の売店がホテルの調理した食品等をルームサービス
	飲食店	めん類店（そば・うどん） その他の飲食店 （食堂・レストランなど） すし店 中華料理店 料理店（料亭など） 社交業（スナック・バー） 喫茶店	第4種	第3種 飲食店が製造した商品を販売 （製造小売） 第2種 仕入れたケーキ・珈琲豆等の持帰り販売
生活関連 サービス業	選択・理容・ 美容・浴場業	理容店	第5種	第2種 化粧品等の物品販売
		美容店		
		公衆浴場		
	クリーニング店		第2種 シャンプー等の販売、自動販売機の 飲食物品の販売	
	娯楽業	興行場（映画館など）	第5種	第2種 自動販売機の飲食物品の販売 第3種 加工、加熱した飲食物品の販売

*この表における「事業区分」については、日本標準産業分類の各業種分類における一般的な事業の種類を目安として示したものです。したがって、具体例に類似した取引であっても諸条件が異なることもあるため、記載した事業区分と相違する場合があることから個別に判定する必要があります。

*特例として、2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上割合が75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができます。

18 インボイス制度(適格請求書等保存方式)

令和5年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」がスタートしました。

「適格請求書等保存方式」とは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書(いわゆるインボイス)」等の保存が仕入税額控除の要件となります。原則として、免税事業者や消費者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

【適格請求書とは】

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書の記載事項】

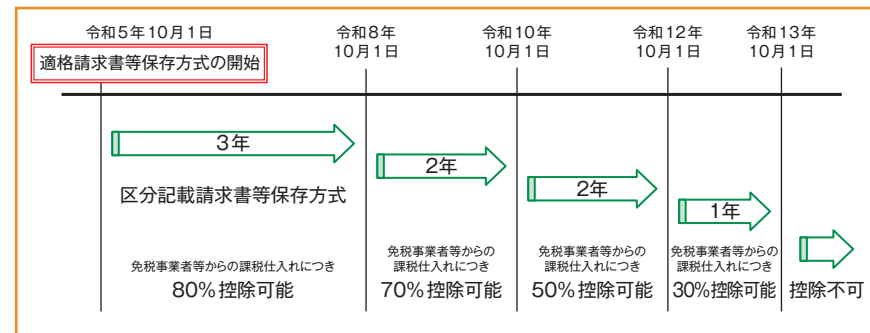
適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- ①適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

株式会社 〇〇 請求書			
② ××年 11月分			
11/1	牛肉 ※	5,400円	
11/2	小麦粉 ※	2,160円	
⋮	⋮	⋮	
11/30	ビール	6,600円	
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200円	
		うち消費税 7,200円	
(10%対象)	40,000円	消費税 4,000円	
(8%対象)	40,000円	消費税 3,200円	
		④	△△株式会社
		①	登録番号 T1234567890123

【経過措置】

経過措置として、令和5年10月1日から令和13年9月31日までの8年間は、記載事項の要件を満たした請求書や帳簿の保存が行われていれば、免税事業者等との取引であっても、仕入税額相当額の一定割合を控除することが認められます。



【小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減の経過措置】

○2割特例

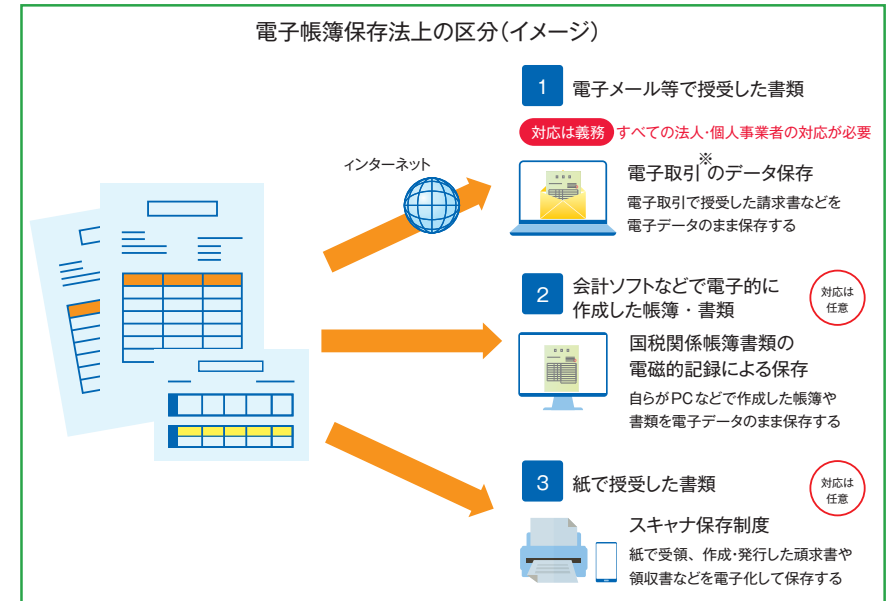
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受け、特定の期間中※に消費税を支払う場合に適用される制度です。この「2割特例」は、簡易課税制度と異なり、特別な届出や継続的な手続きが必要ありません。申告書に2割特例を適用する旨を記入すれば、この特例を受けることができます。

具体的には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日が属する各課税期間において、インボイス発行事業者となった免税事業者が消費税額を計算する際、課税期間内の「課税標準額に対する消費税額(課税売上げに係る消費税額)」から「課税売上げに係る返還などの金額に対する消費税額」を差し引いた金額(以下「差引金額」という)に8割を乗じた金額が特別控除税額となります。

※インボイス発行事業者の登録がなかったとしたならば、消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間

19 電子帳簿保存法

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和6年1月1日から電子取引の取引情報を電子データの形式で保存が必須になりました。



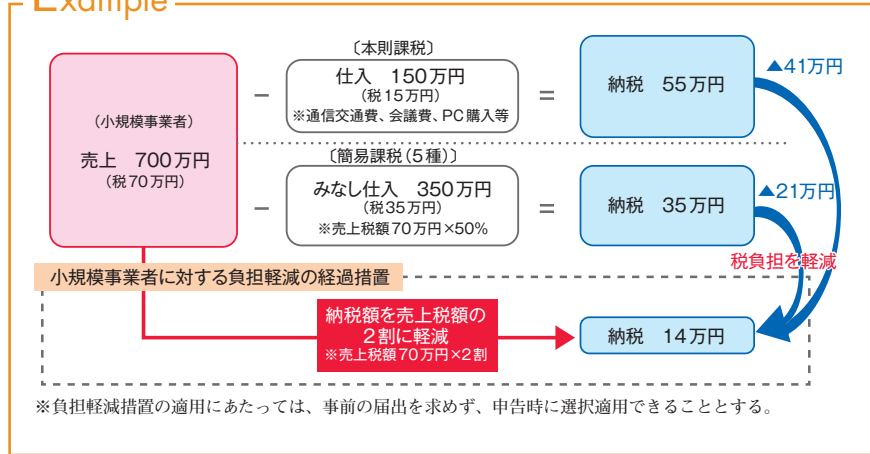
※電子取引とは下記のような取引はすべて電子取引に該当します。

- ・電子メールで送信した請求書
- ・クラウド上のサービスを使って発行した契約書
- ・ペーパーレスFAXで受け取った見積書
- ・WebサイトなどからダウンロードしたPDFの領収書
- ・DVDなどの記録媒体に保存した状態で受け取った発注書

原則的な電子取引データ保存ルール



Example



○3割特例(個人事業者のみで令和9、10年分適用)

2割特例の見直しとして、個人事業主に限り令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間については、「差引金額」に7割を乗じた金額を特別控除税額とすることができます。

【「少額特例」中小事業者等に対する事務負担軽減の経過措置】

「少額特例」とは、課税売上高が基準期間において1億円以下、または、特定期間において5千万円以下の事業者が、税込1万円未満の課税仕入れを国内で行う場合に適用される事務負担の軽減措置です。一定の事項が記載された帳簿の保存だけで仕入税額控除を受けることができます。この特例は令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れが適用の対象となります。

【少額な返還インボイスの交付義務の免除】

返品や値引き等が少額(税込1万円未満)の場合、返還インボイスの交付が不要になります。

例：振込手数料分の売上値引

20 その他税目

(1) その他税目

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①固定資産税	土地、家屋、償却資産の評価額(a)	(a) × 1.4% (標準税率)
②都市計画税	市街化区域に所在する土地、建物の固定資産税評価額(b)	(b) × 0.3% (制限税率)
③印紙税	課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
④登録免許税	土地建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

*①および②の税率は自治体によって異なります。
 *固定資産税の対象となる償却資産を有する個人・法人は、毎年1月1日現在において所有している償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市区町村長に申告する必要があります。
 *土地については調整措置等があります。
 *③の税金は印紙を貼付して消印することで納付とし、④の税金は登記所で納付します。
 *固定資産税は地方税であるため、具体的な規定については各市町村にご確認ください。

(2) その他税目に係る軽減措置

事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡によって他の特定事業者等から不動産を含む事業用資産を取得する場合、権利移転で生じる登録免許税・不動産取得税が不動産の課税標準の1/6が軽減されます。(平成30年7月9日から令和10年3月31日まで取得したもの)

公衆浴場の固定資産税の軽減措置

- ①公衆浴場等の用に供する固定資産については、市町村によって当該固定資産税に係る税額の2/3相当額が軽減されます。
- ②高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場(福祉浴場)業等については、市町村によって税額が1/6に軽減されます。

21 生衛業に関する税制特別措置

◎生活衛生同業組合関係

・共同利用施設に係る特別償却(法人税)

青色申告法人で出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却(取得価額要件:建物650万円以上、建物以外400万円以上)が認められます。(令和9年3月31日まで)

※具体例:研修施設(理容・美容・飲食等)、クリーニングなどの共同工場、共同冷凍冷蔵施設、熟成肉製造施設、資材保管庫等

・協同組合等の事業分量配当金の損金算入(法人税)

出資組合である生活衛生同業組合等が各事業年度において、その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に①取り扱った物の数量、価額その他その組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額、②その組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額は、当事業年度の所得の計算上、損金の額に算入します。

・公益法人等のみなし寄附金(法人税)

非出資である生活衛生同業組合等が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、当該事業年度の所得の金額の百分の二十に相当する金額まで損金の額に算入できます。

・所有し使用する事務所等に対する非課税(固定資産税)

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができません。

